

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定によつて、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十九年十一月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

（仮称）ショッピング新下見店

2 所在地

東広島市西条町下見四六二三番一外

二 県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成十九年十一月一日から平成十九年十二月三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで